

2 - 3 所得種類別人員、所得金額及び申告納税額

(1) 所得種類別内訳

区分		人員			所得金額		申告納税額 (主たるもの)					
		主たるもの	従たるもの									
事業所得	営業等所得	259,537	人	8,378	人	31,174	外	9,002,145	千円	885,634,672	千円	60,372,017
	農業所得	28,205	外	23,032	外	78,809	外	13,193,733	千円	99,399,373	千円	3,615,812
計		287,742	外	31,410	外	109,983	外	22,195,878	千円	985,034,044	千円	63,987,829
利子所得		59				929				578,510		17,540
配当所得		709				36,366				37,884,023		1,152,019
不動産所得		139,915	外	6,736	外	202,150	外	3,917,587	千円	823,898,342	千円	73,127,363
給与所得		403,240				137,746				2,239,466,488		67,359,221
総合譲渡所得		452	外	2,636	外	2,096	外	3,274,367	千円	7,136,837	千円	244,989
一時所得		7,852				35,804				56,248,146		3,754,325
雑所得		305,728				215,862				704,286,394		12,392,729
(損益通算による差額)							外	35,065,200	千円	12,259,970	千円	
合計		1,145,697	外	40,782	外	740,936	外	64,453,032	千円	4,866,792,754	千円	222,036,014
分離短期譲渡所得		435	外	174	外	1,033	外			5,344,140		922,872
分離長期譲渡所得		29,804	外	757	外	7,588	外			474,297,249		64,121,753
株式等の譲渡所得等		11,020				27,778				227,572,885		15,432,311
山林所得		56	外	8	外	186	外			473,407		30,823
退職所得		433				1,357				9,543,041		252,729
総計		1,187,445	外	41,721	外	778,878	外	64,453,032	千円	5,584,023,476	千円	302,796,502

調査対象等：平成17年分の申告所得税の納税者について、平成18年3月31日現在の総所得金額等を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示した。

(注) 1 1人で2種類以上の所得がある者については、そのうちで所得金額が最も多いものを「主たるもの」とし、そのほかのものはすべて「従たるもの」とした。

2 「人員」及び「所得金額」欄の外書は、損失額のある者の人員及び金額を示す。

(2) 所得種類別人員の累年比較

区 分		人 員 (主たるもの + 従たるもの)									
		平成13年分		平成14年分		平成15年分		平成16年分		平成17年分	
事業所得	営業等所得	外	人 6,650	外	人 6,651	外	人 6,908	外	人 7,278	外	人 8,378
			301,289		283,123		279,677		283,427		290,711
	農業所得	外	14,732	外	15,515	外	15,708	外	18,903	外	23,032
			117,116		114,841		107,065		100,130		107,014
	計	外	21,382	外	22,166	外	22,616	外	26,181	外	31,410
			418,405		397,964		386,742		383,557		397,725
利子所得		1,061		1,055		977		1,049		988	
配当所得		34,489		33,857		34,078		34,285		37,075	
不動産所得	外	5,829	外	5,641	外	5,626	外	5,984	外	6,736	
		316,279		310,131		307,866		314,454		342,065	
給与所得		505,614		492,931		494,872		503,400		540,986	
総合譲渡所得	外	3,055	外	2,707	外	2,988	外	3,229	外	2,636	
		2,516		2,374		2,363		2,420		2,548	
一時所得		39,786		50,212		50,603		44,940		43,656	
雑所得		312,392		311,910		316,303		397,133		521,590	
合 計	外	30,266	外	30,514	外	31,230	外	35,394	外	40,782	
		1,630,542		1,600,434		1,593,804		1,681,238		1,886,633	
分離短期譲渡所得	外	179	外	182	外	125	外	198	外	174	
		968		884		937		1,271		1,468	
分離長期譲渡所得	外	398	外	357	外	305	外	651	外	757	
		30,142		27,655		27,441		34,870		37,392	
株式等の譲渡所得等		2,695		2,506		22,525		24,192		38,798	
山林所得	外	3	外	4	外	2	外	2	外	8	
		314		259		247		283		242	
退職所得		1,717		1,847		1,680		1,636		1,790	
総 計	外	30,846	外	31,057	外	31,662	外	36,245	外	41,721	
		1,666,378		1,633,585		1,646,634		1,743,490		1,966,323	

(注) 各年分の外書は損失額のある者の人員を示す。

(3) 所得種類別所得金額の累年比較

区 分		所 得 金 額									
		平成13年分		平成14年分		平成15年分		平成16年分		平成17年分	
		千円		千円		千円		千円		千円	
事業所得	営業等所得	外	7,858,401	外	7,619,578	外	8,603,717	外	8,203,573	外	9,002,145
			973,458,890		898,816,654		880,574,210		885,925,728		885,634,672
	農業所得	外	9,771,209	外	10,009,194	外	9,894,443	外	11,385,166	外	13,193,733
			97,161,035		116,499,510		116,210,591		113,934,485		99,399,373
	計	外	17,629,610	外	17,628,772	外	18,498,160	外	19,588,739	外	22,195,878
			1,070,619,925		1,015,316,164		996,784,800		999,860,214		985,034,044
利子所得		740,486		802,526		658,677		653,776		578,510	
配当所得		34,806,951		32,223,347		31,268,183		32,632,455		37,884,023	
不動産所得	外	3,654,974	外	3,455,165	外	3,445,275	外	3,607,338	外	3,917,587	
		791,782,865		789,524,386		792,079,830		797,859,928		823,898,342	
給与所得		2,296,941,167		2,195,097,386		2,172,808,044		2,150,009,377		2,239,466,488	
総合譲渡所得	外	3,215,904	外	3,036,295	外	3,108,578	外	5,423,739	外	3,274,367	
		7,333,939		4,247,968		5,120,468		6,918,130		7,136,837	
一時所得		48,780,250		57,934,480		58,921,446		54,794,464		56,248,146	
雑所得		411,246,035		405,532,278		403,167,527		530,943,083		704,286,394	
(損益通算による差額)	外	20,924,916	外	17,812,178	外	18,837,961	外	26,860,337	外	35,065,200	
		8,857,716		8,284,765		9,351,692		10,646,171		12,259,970	
合 計	外	45,425,404	外	41,932,410	外	43,889,974	外	55,480,154	外	64,453,032	
		4,671,109,340		4,508,963,301		4,470,160,668		4,584,317,597		4,866,792,754	
分離短期譲渡所得	外	3,515,053	外	2,851,677	外	2,372,905	外	4,709,097	外	5,344,140	
分離長期譲渡所得	外	418,983,712	外	350,991,999	外	342,090,791	外	432,168,779	外	474,297,249	
株式等の譲渡所得等		29,462,559		31,511,188		81,305,323		128,384,866		227,572,885	
山林所得	外	645,156	外	479,094	外	602,135	外	566,696	外	473,407	
退職所得		7,715,663		8,164,656		9,112,933		8,754,531		9,543,041	
総 計	外	45,425,404	外	41,932,410	外	43,889,974	外	55,480,154	外	64,453,032	
		5,131,431,482		4,902,961,914		4,905,644,755		5,158,901,566		5,584,023,476	

(注) 各年分の外書は損失額のある者の損失額を示す。

(4) 業種別内訳

区 分	人 員			所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの		千円	千円			
各 種 商 品 小 売 業	74	外	8	14	外	3,940	180,641	7,705
飲 食 料 品 小 売 業	7,181	外	846	1,540	外	878,557	18,761,840	897,349
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,842	外	208	312	外	207,094	4,197,493	190,568
家 具 小 売 業	121	外	15	15	外	13,351	389,040	26,063
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	4,317	外	434	797	外	397,326	13,528,172	934,169
機 械 器 具 小 売 業	3,504	外	136	321	外	179,231	9,093,489	419,295
そ の 他 の 小 売 業	4,499	外	506	1,526	外	516,388	12,657,250	695,394
料 理 飲 食 業	18,154	外	859	1,649	外	1,062,617	37,586,281	1,581,991
卸 売 業	5,779	外	225	650	外	319,351	18,140,046	1,185,552
製 造 小 売 業	5,141	外	149	432	外	161,960	13,477,626	639,513
製 造 卸 売 業	6,169	外	272	713	外	434,510	18,297,840	1,081,103
受 託 加 工 業	15,816	外	312	1,308	外	231,753	45,994,033	2,575,759
修 理 業	7,869	外	120	478	外	134,014	23,125,482	1,055,777
サ ー ビ ス 業	28,845	外	807	2,919	外	1,121,760	66,252,394	3,303,328
建 設 業	72,624	外	600	2,857	外	725,469	222,416,580	10,297,705
そ の 他 の 営 業	31,069	外	1,358	7,488	外	1,401,378	87,954,804	4,076,536
畜 産 水 産 業	785	外	81	351	外	54,292	2,418,739	126,729
医 療 保 健 業	12,250	外	169	855	外	253,696	162,284,744	22,586,919
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	4,435	外	335	1,287	外	244,634	39,769,261	3,728,959
そ の 他 の 庶 業	29,063	外	938	5,662	外	660,824	89,108,915	4,961,603
計	259,537	外	8,378	31,174	外	9,002,145	885,634,672	60,372,017

調査対象等：この表は、「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。
 用語の説明：1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれている。
 2 「その他の営業」には、道路運送業、水運業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれている。
 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれている。
 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師（はり師、きゅう師、あんま、指圧師等）、獣医、助産婦、歯科技工士等が含まれている。
 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁護士、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等が含まれている。
 6 「その他の庶業」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交員、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、芸者、ホステス、易者、水先人等が含まれている。

(注) 1 1人で2種類以上の所得がある者については、そのうちで所得金額が最も多いものを「主たるもの」とし、そのほかのものはすべて「従たるもの」とした。
 2 「人員」及び「所得金額」欄の外書は、損失額のある者の人員及び金額を示す。